公益財団法人上高会　上ノ原山荘大規模改修資金管理規程
（平成３０年4月１日　廃止）

１．上ノ原山荘の改修資金として、積立限度額（目標額）を２３，０００千円として積み立てる。
２．上ノ原山荘の改修資金は、積み立て期間を平成３０年度とする。
３．この資金は公益目的保有財産であり、特定資産の資産取得資金として管理する。
４．目的を達成するために善良な管理者の注意を持って管理しなければならず、資金を使用するときは、あらかじめ理事会の承認を要する。
５．本規定は、理事会の承認により改廃することができる。

平成２３年５月２８日　制定
平成２８年５月２８日　積立限度額の改正
平成２９年１月２８日　積み立て期日の改正
平成３０年4月１日　　廃止

公益財団法人上高会　寄付金管理規程

1.　（振込口座）寄付金は、ゆうちょ銀行振替口座を経て、流動資産の普通預金に繰り入れる。ただし、寄付者から申し出があった場合は、当公益財団で使用している銀行口座に入金出来るものとする。
1の２.（寄付金受入の留意事項）　１．の受け入れの際は、寄付金であることの正否、寄付者の寄付目的を確認の上、寄付者の意思に副わない資金の流用等が無いよう、十分に注意をしなければならない。
2.　寄附金の各公益目的事業への配賦を次の通りとする。
　　公１（青少年育成）９７％、公２（生涯学習）３％
　　但し、目的が特定された寄附金を除く。
3.　本規定は、理事会の承認により改廃することができる。

平成３０年２月１０日　　各公益目的事業への配賦の改正
２０２５（令和７）年５月１０日　１.の改正、１の２.の追加

公益財団法人上高会　上ノ原山荘修繕資金管理規程

第1条（目的）

本法人は、将来の青少年育成事業に係る特定支出に備え、特定費用準備資金（以下「準備資金」という。）を計画的に積み立て、適正に管理するため、本規程を定める。

第2条（積立対象）

準備資金は、次に掲げる目的の支出に限り積み立てることができる。

（１)上ノ原山荘施設の修繕 等

第3条（積立手続）

１．準備資金の積立にあたっては、理事会の承認を受けなければならない。

２．理事会は以下の事項を承認する。

（１）積立の目的　施設の老朽化、運営方法の変化に対応する修繕と一部改修

（２）積立限度額　1000万円

（３）積立期間および年次計画

積立期間　2028(令和10)年度

年次計画　2025(令和 7)年度　340万円

2026(令和 8)年度　600万円

2027(令和 9)年度　800万円

2028(令和10)年度　1000万円

第4条（管理）

準備資金は、他の資金と明確に区分し、特定資産として管理する。

第5条（取り崩し）

準備資金を取り崩す場合には、理事会の議決を経るものとする。目的外使用については、所轄庁の確認を要することがある。

第6条（開示）

準備資金に関する情報は、財務諸表の注記に開示し、閲覧に供する。

2025（令和７）年5月10日　制定

追記）制定後、税理士事務所より第3条2.（3）の間違いの指摘を受ける。

下の正誤表の通り、次回の理事会で修正予定

（公益財団法人　理事長　高橋寛　2025/6/21）

誤	正
積立期間　2028(令和10)年度	積立期間　2027(令和9)年度
年次計画　2025(令和7)年度　340万円	年次計画　2024(令和6)年度　340万円
2026(令和8)年度　600万円	2025(令和7)年度　600万円
2027(令和9)年度　800万円	2026(令和8)年度　800万円
2028(令和10)年度1000万円	2027(令和9)年度 1000万円

公益財団法人上高会　会議運営及び議事録細則

第１章　会議運営及び議事録

１　評議員会

・理事長が欠席の場合は、出席した評議員より１名を議長に選任し、出席した評議員が議事録に
記名押印する。

２　理事会

・理事長が欠席の場合は、出席した理事より１名を議長に選任し、出席した理事が議事録に
記名押印する。

平成２８年５月２８日　制定する。
平成３０年５月１１日　議事録記名押印を改正

公益財団法人上高会　　評議員選定委員会運用細則

1. 評議員選定委員５名は、定款第１１条３項に定める外部委員２名を含め理事会において選任する。
2. 評議員選定委員の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度に関する定時評議員会の終了時までとする。
3. 任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員選定委員としての権利義務を有する。
4. 評議員選定委員は、無報酬とする。
5. 評議員選定委員会は、定時評議員会の前に毎年度１回開催するほか、必要がある場合に開催する。
6. 評議員選定委員会は、理事長が招集する。
7. 評議員選定委員会の議事については、議事録を作成し、出席した外部委員が議事録に記名捺印する。
8. 本規定は、理事会の承認により改廃することができる。

(制定日　不明)